

一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

審判委員会(審判インストラクター・新規取得・更新・帯同審判制)

第1章 審判インストラクター

第1条 [目的]

秋田県内における、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という)に登録されたバスケットボール競技の審判員の指導者(以下「審判インストラクター」という)の資格および地位に関する事項を定めることを目的とする。

審判インストラクターの詳細については、JBAが定める審判員および審判インストラクターに関する規程による。

第2条 [公式試合の審判インストラクター]

JBAに登録された審判インストラクター以外の者は、日本国内における一切の公式試合の審判員を指導または評価審査することはできない。ただし、JBAが招聘した外国人審判インストラクターはこの限りではない。

第3条 [更新講習会及び新規取得審査会への派遣]

① 更新講習会及び審査会への派遣審判インストラクターの派遣人選については、審判インストラクター部会長と審判委員長が県協会へ推薦し会長が承認する。

第4条 [講習会及び審査会並びに研修会の種類と派遣謝金]

講習会	資格	謝金
B級更新講習会、A級への推薦選考会	2級インストラクター以上	5,000円/1日
B級審査会	3級インストラクター以上	4,000円/1日
C・D級更新講習会、研修会、B級への推薦選考会	3級インストラクター以上	3,000円/1日
C・D級審査会	3級インストラクター以上	3,000円/1日

① 講習会及び審査会場までの交通費は、秋田県バスケットボール協会旅費規程により支払う。

② 大会における審判主任に対しての謝金は、支給しない。

③ 上記以外の更新講習会及び新規取得審査会は、JBA主催となる

第5条 審査会合格者選定については、審判インストラクター部会長が派遣インストラクターの意見を集約して県協会へ推薦し会長が承認する。

第6条 審判インストラクター新規取得審査会及び更新講習会については、JBAの定めるところによる。

[新規取得審査会・更新講習会受講料]

資格	受講料	更新年
T級インストラクター以上	20,000円	毎年
1級インストラクター以上	5,000円	毎年
2級インストラクター以上	4,000円	毎年
3級インストラクター以上	2,000円	毎年

第2章 日本公認審判員、新規取得審査会、更新講習会

第7条 [目的]

・ 本協会に所属する、日本公認審判員はJBAの新規取得審査会及び更新講習会を受講し、J

B Aの定める、受講料を納付しなければならない。

第 8 条 新規取得審査会・更新講習会

- ・ 日本公認審判員（B級）は毎年度にJ B Aが実施する講義講習（eラーニング）を受講し、本協会が実施する実技講習会を受講しなければならない。
- ・ 日本公認審判員（C・D級）は、西暦奇数年度にJ B Aが実施する講義講習（eラーニング）を受講し、本協会が実施する実技講習会を受講しなければならない。
- ・ 日本公認審判員（E級）は、J B Aが実施する講義講習（eラーニング）を受講しなければならない。

新規取得審査会・更新講習会要項については、別に定める。

第 9 条 新規取得審査会受講料及び更新講習会受講料

本協会で審査認定された審判員の登録料及び「新規取得講習会受講料・更新講習会受講料」は、次に定めるJ B Aの規程による。

■ 審判登録料（一般）

ライセンス	日本協会	県協会	合計登録料
S級	25,000 円	5,000 円	30,000 円
A級	10,000 円	5,000 円	15,000 円
B級	4,000 円	4,000 円	8,000 円
C級	3,000 円	3,000 円	6,000 円
D級	2,000 円	2,000 円	4,000 円
E級	1,500 円	1,000 円	2,500 円

■ 審判登録料（U 1 8）

ライセンス	日本協会	県協会	合計登録料
S級			
A級			
B級	1,000 円		1,000 円
C級	1,000 円		1,000 円
D級	1,000 円		1,000 円
E級	1,000 円		1,000 円

■ 新規取得審査会受講料（一般）

ライセンス	日本協会	県協会	合計受講料	資格保有期間
S級	20,000 円		20,000 円	1 年
A級	7,000 円		7,000 円	1 年
B級	2,000 円	3,000 円	5,000 円	1 年
C級	1,000 円	2,000 円	3,000 円	1 年
D級	1,000 円	2,000 円	3,000 円	1 年
E級	1,000 円		1,000 円	1 年

■ 新規取得講習会受講料（U 1 8）

ライセンス	日本協会	県協会	合計受講料	資格保有期間
S級				1 年
A級				1 年
B級	500 円	500 円	1,000 円	1 年
C級	500 円	500 円	1,000 円	1 年
D級	500 円	500 円	1,000 円	1 年
E級	1,000 円		1,000 円	1 年

■ 更新講習会受講料（一般）

ライセンス	日本協会	県協会	合計受講料	更新年数
S級	30,000 円		30,000 円	1 年
A級	7,000 円		7,000 円	1 年
B級	2,000 円	3,000 円	5,000 円	1 年
C級	1,000 円	2,000 円	3,000 円	2 年
D級	1,000 円	2,000 円	3,000 円	2 年
E級	1,000 円		1,000 円	2 年

■ 更新講習会受講料（U18）

ライセンス	日本協会	県協会	合計受講料	更新年数
S級				1 年
A級				1 年
B級	500 円	500 円	1,000 円	1 年
C級	500 円	500 円	1,000 円	2 年
D級	500 円	500 円	1,000 円	2 年
E級	1,000 円		1,000 円	2 年

第 10 条 本協会に既に納付された「登録料」及び「新規取得審査会受講料・更新講習会受講料」は、いかなる場合も還付しない。

第 3 章 帯同審判制

第 11 条 帯同審判員は日本公認審判員（S・A・B・C級）とする。

第 12 条 帯同審判員は同一大会で 1 人 1 チームの帯同とし、チームスタッフ及び選手との兼務は認めない。

1) B級及びC級の新規取得講習会を受講する審判員が、新規取得講習会受講となる大会で帯同審判になることは認めない。

第 13 条 帯同審判制を次の大会に適用し、大会初日より最終日までその任に当たる事とする。

- 1) 秋田県男女総合選手権大会兼天皇杯・皇后杯秋田県代表決定戦
- 2) 秋田県民体育大会
- 3) 秋田県社会人選手権大会兼東北ブロック社会人大会予選会
- 4) 秋田県 0-40/0-50 選手権大会兼東北 0-40/0-50 選手権大会予選会
- 5) 秋田県レディース選手権大会兼東地区レディース交流会予選会
- 6) 秋田県オープンリーグ戦
- 7) 秋田県オーバーエイジリーグ戦
- 8) 秋田県エンジョイリーグ戦

第 14 条 参加申込書に帯同審判員の記載のないチームは大会参加を認めない。

第 15 条 帯同審判員が特別の事由なくしてその任務を果たさなかった場合、チーム及び審判員に対して次のように処置することを原則とする。

- 1) そのチームは第 13 条の大会への出場を次年度のその大会まで停止する。
- 2) 審判員は資格を 1 年間停止する。

第 16 条 帯同審判制については次のようにする事を原則とする。

- 1) 帯同審判員の依頼は日本公認審判員名簿により各チームが行うことを原則とするが、本協会（審判委員会）に一任することも認める。その際チームは大会参加料と同時に、帯同審判協力金として大会日数×10,000 円を県協会に納付することとする。
- 2) チームで帯同審判員を依頼した場合、そのチームは上記 1) を参考に旅費等を支払うこと。

- 3) 大会に参加している当該チームが帯同審判員のほかに、チームスタッフが審判依頼を申し出た場合、自チーム及び参加チーム並びに大会に支障のないゲームについて、審判委員会が判断し責任を持って審判を割り当てることができる。

第4章 審判主任

- 第17条 各種県内、県協会指定大会の準々決勝、又は、準決勝より審判主任担当者(インストラクター3級以上の有資格者)を配置することができる。
- 第18条 審判委員長は、県内指定大会を事務局と打ち合わせのうえ、次年度予算(案)を前年度11月末日までに作成し県協会へ提出することとする。
- 第19条 謝金は、細則-各委員会(諸謝金)による。

付 則 1 本細則は、2022年4月1日より施行する。